# 令和7年度 大和市 協働事業等提案 募集要領

# <u>企画書提出期間:</u>

令和7年3月15日(土)~4月12日(土)



大和市イベントキャラクターヤマトン・ハートン

大和市 市民活動課 / 大和市民活動センター

# 【目 次】

1.	概要	• • • •	1
	<ul><li>1-1. 協働事業等提案制度について</li><li>1-2. 対象となる活動</li><li>1-3. 応募できる団体と個人</li></ul>		
2.	応募から決定		2
	2-1. スケジュール 2-2. 応募方法 2-3. 公開プレゼンテーション 2-4. 結果の発表		
3.	事業実施と報告		6
	3-1. 協定書の締結 3-2. 事業実施 3-3. ふりかえりシート 3-4. 協働事業報告会		
4.	参考資料		7
	令和7年度に実施予定の協働事業		
5.	提出書類等様式		8
6.	お問い合わせ		8

概要

#### 1-1. 協働事業等提案制度について |

大和市では、行政だけでなく、市民、事業者など地域に関わるすべての人が知恵や力を出し合い、地域の公共的課題を解決していくという考え方を「新しい公共を創造する市民活動 推進条例」の中で定めています。

この考え方を実現する一つの方法として、市民と市が協力して事業を実施する「協働事業」があり、協働事業を始めるための手続等を定めたものが、

## 「協働事業等提案制度」です。

協働事業等提案制度には、

#### ·市民提案型

市民(市民団体等)のみなさんが事業の企画を提案し、具体的な計画をつくる段階から、 実施、報告まで、市の事業担当課と一緒に取り組む事業のことです。

#### •行政提案型

市が事業の企画を提案し、提案に応募した市民(市民団体等)と具体的な計画をつくる 段階から、実施、報告まで、一緒に取り組む事業のことです。

があり、「新しい公共の創造」に関する市の施策や計画等への意見提案も併せて募集します。

令和7年度に応募いただく協働事業は、令和8年度からの実施です。

#### 1-2. 対象となる活動 ■

協働事業等提案制度の対象となる活動は、次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- 1. 新しい公共に参加する意思のある活動
- 2. 多様な価値観を認めあう活動
- 3. 営利を目的としない活動
- 4. 宗教及び政治に関する活動を主たる目的としていない活動
- 5. 選挙に関する活動を目的としていない活動

#### 1-3. 応募できる団体と個人 ■■■

協働事業等提案制度に応募するには、「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例施行規則」に基づき、団体登録又は個人登録が必要です。

#### 《団体登録の条件》

- ① 上記「3.対象となる活動」に規定する市民事業を行う団体であること。
- ② 代表者を含め3名以上の役員を有すること。
- ③ 大和市内で活動していること又は活動する予定があること。
- ④ 規約、会則等を有すること。
- ⑤ 予算及び決算を示すことができること。
- ⑥ 原則として、1年以上継続して活動している団体であること。

#### 《個人登録の条件》

- ① 上記「3.対象となる活動」に規定する市民事業を行う個人であること。
- ② 大和市内で活動していること又は活動する予定があること。
- ③ 原則として、1年以上継続して活動していること。



登録に必要な様式は、市民活動課窓口でお受け取りになるか、 市のホームページからダウンロードしてください。

市の HF

(<a href="https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/44/shiminkatsudo/kyodo/kyodojigyona">https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/44/shiminkatsudo/kyodo/kyodojigyona</a> doteian/4476.html)

# 応募から決定 2

#### 2-1. スケジュール ■■

応募から結果発表までの流れは次のとおりです。

※応募者にご参加いただく必要があるのは網掛け部 です。

#### 企画書提出期間

 $3/15(\pm) \sim 4/12(\pm)$ 



#### 協議期間

4/1(火)~5/7(水) (継続事業は省略) 協働事業の提案に必要となる企画書等をご提出いただきます。詳細は4ページの<u>2-2.応募方</u> <u>法</u>をご覧ください。

原則として、応募者、市民活動センター、市民活動 課の三者で日程調整の上、提案内容について必要 に応じて協議を行います。なお、応募者が協働したい 担当課も参加し、提案内容の調整をする場合があり ます。



#### 申請期間

5/7(水)~10(土)



協議期間で話し合った内容を反映した企画書等に申請書を添えてご提出いただきます。詳細は4ページの2-2.応募方法をご覧ください。

#### 協働推進庁内検討会議 5月下旬



ご提出いただいた申請書等の内容を関係課長で組織される協働推進庁内検討会議で必要に応じて協議します。

#### 事業担当課との顔合せ

5/22(木)~6/4(水) (継続事業は省略)



必要に応じて日程調整の上、応募者と市の事業担当課で、協働事業提案内容について調整する場を設けます。市民活動センター、市民活動課も参加します。

#### 協働推進会議への諮問 6月下旬



応募者と市の事業担当課で調整を行った協働 事業提案内容の調査審議を市長が協働推進会議 へ諮問します。

#### 公開プレゼンテーション 6/28(土)(予定)



協働事業提案内容について、応募者と市の事業担当課で発表し、市民のみなさまや協働推進会議委員の意見を伺います。詳細は4ページの2-3.公開プレゼンテーションをご覧ください。

#### 協働推進会議からの答申 8月上旬



協働推進会議において、協働事業提案内容について調査審議を行った結果が市長へ答申されます。

#### 協働推進庁内検討会議 8月下旬(予定)



答申された内容を関係課長で組織される協働 推進庁内検討会議で必要に応じて協議します。

#### 結果発表

8/28(木)(予定)

市長が市との協働事業として実施するか否かについて発表します。詳細は5ページの<u>2-4.結果</u> <u>の発表</u>をご覧ください。

#### 協働推進会議 とは

関係団体の構成員、知識経験を有する者、市長が行う公募に応じた市民の7名以内で構成され、協働事業の提案について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する役割を担います。



#### 2-2. 応募方法 ■■■

#### 企画書提出期間

- -期 間:令和7年3月15日(土)~4月12日(土)\*日曜日、第3月曜日を除く
- ・提出先:大和市民活動センター(8ページ参照)
- •提出書類:
  - ① 第1号様式 市民提案型協働事業企画書
  - ② 第3号様式 自己紹介シート
  - ③ 団体の定款又は規約、及び名簿
  - ④ 活動実績書類(会報やチラシ、報告書、新聞記事の写し等)
  - ⑤ 直近の収支決算書(団体の会計状況がわかるもの)

#### 協議期間

·期 間: 令和7年4月1日(火)~5月7日(水)

原則として、応募者、市民活動センター、市民活動課の三者で日程調整の上、企画提案内容について必要に応じて協議を行います。なお、応募者が協働したい担当課も参加し、提案内容の調整をする場合があります。

#### 申請期間

- -期 間:令和7年5月7日(水)~5月10日(土)
- ・提出先:大和市民活動センター
- •提出書類:
  - ① 第4号様式 令和7年度協働事業提案申請書
  - ② 協議期間中に修正した書類一式



必要に応じて追加の添付書類をお願いすることもあります。

提出いただいた書類は、個人情報保護の対象となる部分を除き、公開します。 提出書類の各様式は、市民活動課のホームページからダウンロードしてご利用ください。 (8ページ参照)

## 2-3. 公開プレゼンテーション ■■■■

応募者には市の事業担当課と一緒に事業内容について、市民公開の場で発表(公開プレゼンテーション)していただきます。

提出書類やプレゼンテーションの内容を基に、協働推進会議の委員が評価をします。また 当日参加した市民からの質疑にも回答していただきます。

公開プレゼンテーションは、令和7年6月28日(土)を予定しています。

#### ◆プレゼンテーション 評価のポイント

以下、5つの項目を評価のポイントとします。

項目	視点
市民活動の特性	市民の自由な視点で地域のニーズを的確に捉え、市内の課題
	解決につながる事業であるか
目標設定	達成しようとする目標や成果は明確になっているか
実施手法	事業の内容や実施方法は具体的に考えられているか
計画性	収支予算、実施スケジュールが的確に設定されているか
協働による効果	応募者と市との役割分担が適切であり、協働による相乗効果
励圏による初末	が期待できるか

プレゼンテーションで使用する資料及び発表は、この5項目の順番に沿った内容で準備してください。

#### ◆発表で使用する資料等の提出について

令和7年6月16日(月)までに、市役所市民活動課へご提出ください。

#### 2-4. 結果の発表 ■■■■■

市長は、協働推進会議からの答申(意見)を参考に、提案された協働事業を実施するかについて検討し、その結果を発表します。

協働事業として実施することが決定した場合には、応募者に対して「第5号様式 協働事業採択決定通知書」により通知します。また、残念ながら実施が見送りとなった場合についても「第6号様式 協働事業不採択通知書」により応募者に通知をします。

結果発表は、今和7年8月28日(木)を予定しています。ご出席をお願いします。



# **3** 事業実施と報告 **3**

#### 3-1. 協定書の締結

協働事業として採択された後、応募者(以降、協働事業者と呼ぶ)と市の間で協働事業に 関する目的や事業内容、役割分担等を定めた協定書を締結します。

協働事業の協定書は、「基本協定書」と「負担金協定書」の2種類あります。基本協定書は最長3年までの更新が可能です。負担金協定書は市から支出する負担金額を明記し、単年度ごとに毎年締結します。

#### 3-2 事業実施

協定書に基づき協働事業を実施するにあたり、事業をより効果的に実施するために、協働事業者と市は、事業の進捗状況等について、対話を通してお互いの信頼関係を築くことが必要です。

そのために、協働事業者と市の事業担当課は、定期的な話し合いの場を設ける必要があります。また、必要に応じて市民活動センターや市民活動課を交えた話し合いを行うことも可能です。

#### 3-3. ふりかえりシート ■■

毎年、事業ごとに「ふりかえりシート」の提出が必要です。このシートの作成を通して、協働 事業者と市の事業担当課が事業についてお互いに話し合う場を設け、次年度以降の事業を 更に効果的なものとすることが目的です。

各年度の決められた期日(例年3月中旬)までに必要書類(※)をご用意の上、市民活動課までご提出ください。

※ 市民活動課が事業担当課へ定型書式を作成し、お送りします。

## 3-4. 協働事業報告会

協働事業報告会は、1年間の活動内容のふりかえりを行い、事業の成果、課題や協働した効果について確認するとともに、多くの市民に協働事業を伝え、情報交換・情報共有を行い、共に成長する場とすることを目的に開催します(例年5月下旬)。

※協働事業者と市の事業担当課の職員はこの報告会への参加が必須です。



# 参考資料 4

#### 令和7年度に実施予定の協働事業

#### ◆令和7年~令和9年度実施事業 (令和6年度提案事業)

	事業名	種類	協働事業者/ 市の事業担当課
1	ふれあいの森ドッグラン運営管理	市民	結の会/
	ふれめいの森ドグノブン建呂官理	提案型	みどり公園課
2	地域で支え合う「のりあい」を走らせ	市民	地域と市との協働「のりあい」/
	よう	提案型	街づくり総務課
3	生活に役立つ日本語の読み書きを	市民	NPO 法人かながわ難民定住援助協会 ⁄
	学ぶ「つるま読み書きの部屋」	提案型	国際·男女共同参画課
4	地域と学校の連携による大和市立	市民	渋谷きんりん未来の会/
	渋谷中学校学校開放事業	提案型	図書・学び交流課
5	移動制約者の外出介助サービス事	市民	NPO 法人ワーカース・コレクティフ゛ケアび一くる/
	業	提案型	障がい福祉課
6	障がい者・高齢者のための「外出介	市民	NPO 法人大和市腎友会/
	助サービス」事業	提案型	障がい福祉課
7	有償移動サービス	市民	NPO 法人たんぽぽ/
	行貝材判ソーレヘ	提案型	障がい福祉課
8	みんなでつくろう安心のまち事業	行政	大和女性防犯会/
		提案型	生活あんしん課

#### ◆令和6年~令和8年度実施事業 (令和5年度提案事業)

	事業名	種類	協働事業者/ 市の事業担当課
9	大和市民活動センターの管理運営	行政 提案型	拠点やまと/ 市民活動課

#### ◆令和5年~令和7年度実施事業 (令和4年度提案事業)

	事業名	種類	協働事業者/ 市の事業担当課
10	障がい者と地域住民とのふれあい 体験活動を通じた共助・共生社会の 実現を目指す事業	市民 提案型	NPO 法人大和市腎友会/ 指導室、健康福祉総務課
11	家庭訪問型子育て支援 ホームスタート	市民 提案型	NPO 法人ワーカーズ・コレクティブチャイルドケア/ すくすく子育て課

<sup>※</sup>令和4年度提案事業は令和7年度までの実施予定です。

令和8年度~10年度も協働事業での事業継続を希望する場合、今回申請が必要です。

# 提出書類等様式 5

◆様式・記入例のダウンロード(大和市 市民活動課ホームページ)

https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/44/shiminkatsudo/kyodo/kyodojigyonadoteian/4476.html

様式をダウンロードすることが難しい場合は、大和市市民活動課または市民活動センターの窓口で指定の用紙をお渡しします。



市の HP

#### ◆パソコンでの作成をお勧めします

提出書類は、協議期間(4ページ参照)の中で誤字脱字の修正や、内容の追加説明の記載等をお願いする場合があります。

そのため、修正を効率的に行えるパソコン(今回使用書式は Microsoft Word)で作成いただくことをお勧めします。

# お問い合わせ 0

## 大和市 市民活動課

〒242-8601 大和市下鶴間 1-1-1(本庁舎1階)

**7** 046-260-5103

(平日 8 時 30 分~12 時 00 分 13 時 00 分~17 時 15 分)

## 大和市民活動センター

〒242-0018 大和市深見西 1-2-17 (市民活動拠点ベテルギウス1階)

**2** 046-260-2586

(日曜と毎月第3月曜除く、9時~18時)

https://kyodounokyoten.com/

